（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。

イ～ハ　（略）

ニ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)～(4)　（略）

（削る）

(5)　人事評価制度等の整備に係る事業所において、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この(5)及び(6)において「実施日」という。）の属する月の前月の賃金支払日から起算して十二箇月を経過する日の属する月に人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して支払われた賃金の総額を実施日の属する月の前月に人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して支払われた賃金の総額で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

(6)　（略）

ホ・ヘ　（略）

二　次のイからヘまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　五十七万円

ハ　前号ハに該当する事業主　機器の導入及び運用に要した費用の額の百分の二十（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、百分の三十五）に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

ニ　（略）

ホ　前号ホに該当する事業主　就労環境の整備に要した費用の額の二分の一（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円））

ヘ　（略）

3　前項第一号ヘに規定する事業主が、同号ヘに該当することにより、人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、同号ヘ(3)の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の二十（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、百分の三十五）に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）を支給するものとする。

一・二　（略）

4　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。

イ～ハ　（略）

ニ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)～(4)　（略）

(5)　生産性要件に該当する事業主であること。

(6)　人事評価制度等の整備に係る事業所において、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この(6)及び(7)において「実施日」という。）の属する月の前月の賃金支払日から起算して十二箇月を経過する日の属する月に人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して支払われた賃金の総額を実施日の属する月の前月に人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して支払われた賃金の総額で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

(7)　（略）

ホ・ヘ　（略）

二　次のイからヘまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円）

ハ　前号ハに該当する事業主　機器の導入及び運用に要した費用の額の百分の二十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の三十五）に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

ニ　（略）

ホ　前号ホに該当する事業主　就労環境の整備に要した費用の額の二分の一（生産性要件に該当する事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円））

ヘ　（略）

3　前項第一号ヘに規定する事業主が、同号ヘに該当することにより、人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、同号ヘ(3)の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の二十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の三十五）に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）を支給するものとする。

一・二　（略）

4　（略）